

公布された規則のあらまし

佐賀県総合福祉センター管理規則の一部を改正する規則（規則第 58 号）

- 1 所長が講じなければならない非常災害対策の基準を定めることとした。（第 24 条関係）
- 2 身体障害者福祉会館使用申込書に暴力団等でないことの誓約に関する記載事項を加えることとした。（様式第 1 号関係）
- 3 この規則は、平成 26 年 6 月 1 日から施行することとした。ただし、2 は公布の日から、1 の一部については平成 27 年 4 月 1 日から施行することとした。

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則（規則第 59 号）

- 1 規則の題名を老人福祉法及び佐賀県老人福祉法の施行等に関する条例施行規則に改めることとした。（題名関係）
- 2 引用している条例名を改めることとした。（第 1 条関係）
- 3 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホームの設置者は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置者の代表者等に変更が生じたときは、変更の日から 1 月以内にその旨を知事に届け出なければならないこととした。（第 11 条の 2、第 15 条の 2、様式第 10 号の 2 及び様式第 18 号の 2 関係）
- 4 申請書等に暴力団等でないことの誓約に関する記載事項を加えることとした。（様式第 8 号及び様式第 15 号～様式第 17 号関係）
- 5 その他所要の改正を行うこととした。
- 6 この規則は、平成 26 年 6 月 1 日から施行することとした。ただし、6 の一部については、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県食肉衛生検査所管理規則の一部を改正する規則（規則第 60 号）

- 1 所長の専決事項に、佐賀県と畜場に関する条例第 3 条の 3 第 1 項の規定による報告の徴収及び立入検査に関するものを加えることとした。（第 8 条関係）
- 2 この規則は、平成 26 年 6 月 1 日から施行することとした。

佐賀県農林事務所管理規則の一部を改正する規則（規則第 61 号）

- 1 各農林事務所の農政課の分掌事務に農地等の集積及び有効利用に関するものを加えることとした。（第 4 条関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。
- 3 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとした。

佐賀県佐賀空港事務所設置規則の一部を改正する規則（規則第 62 号）

- 1 施設課の業務に空港の施設及び空港公園の整備に関するものを加えることとした。（第 3 条関係）
- 2 課に係長を置くことができることとした。（第 4 条関係）
- 3 所長が専決することができる事務のうち所長が定めるものを専決できる職員に、副所長を加えることとした。（第 7 条関係）
- 4 その他所要の改正を行うこととした。
- 5 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとした。